

平成 28 年度

「土地改良補償業務管理者」資格試験問題

目 次

問題 1 (択一式) ······ 1 頁

問題 2 (択一式) ······ 9 頁

問題 3 (択一式) ······ 19 頁

公益社団法人 土地改良測量設計技術協会

(平成28年度)

## 問題1

### (注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

**問題1 土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。**

(問1) 次の記述は、食料・農業・農村基本法第24条（農業生産の基盤の整備）の条文である。(A)～(C)に入る語句の組合せとして、適当なものはどれか。

国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、(A)に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の(B)な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用用排水施設の機能の維持増進その他の(C)の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

	(A)	(B)	(C)
1	地域の特性	円滑	生活環境
2	生産基盤の整備	効率的	生活環境
3	地域の特性	効率的	農業生産
4	生産基盤の整備	円滑	農業生産

(問2) 農業水利施設に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業実施地区（平成24年度）のうち、既存の農業水利施設の更新整備を行う地区数の割合は、3分の1程度と少ない。
- 2 農業用水路のパイプライン化によって、供給主導型の水利システムが構築され、農家のかんがいの自由度が高まり、水管理労力の抜本的な改善が図られる。
- 3 災害以外の農業水利施設の突発事故の発生件数は減少傾向にあり、発生事故の大半は施設の経年的劣化や局部的劣化が原因である。
- 4 我が国の農業生産の中核的な役割を果たす大規模優良農業地域における基幹的農業水利施設は、国営事業等により重点的に整備され、その地域の割合は全国の耕地面積の3分の1程度（平成19年度現在）である。

(問3) 農地整備の役割に関する次の記述の(A)～(D)に入る語句の組合せとして、適当なものはどれか。

農地整備は、(A)の向上及び(B)の改善を実現することにより、(C)の確保に重要な役割を果たすとともに、(D)の増加により国民経済に貢献している。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	農村回帰	生活環境	労働力	入域観光客
2	農業生産性	農業構造	食料供給力	消費者余剰
3	農村回帰	農業構造	食料供給力	入域観光客
4	農業生産性	生活環境	労働力	消費者余剰

**(問4) 農地・農業用施設の防災対策に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 大規模災害が多い我が国では、農地・農業用施設等の災害の未然防止又は被害の軽減を図るため、湛水防除等のハード対策が重要視されるがソフト対策は期待されていない。
- 2 防災情報伝達体制やハザードマップを整備したため池数は、平成19年度の約2,200か所から平成24年度には約3,600か所と大幅に増加した。
- 3 規模の大きいため池は、江戸時代以前に立地条件のよい場所に築造され建設から長い年月を経ていることから、堤体、基礎地盤は安定していて安全性が高い。
- 4 近年は、流域開発や都市化等による洪水量の増大はあるものの、混住化の進行に歯止めがかかり農業用水の水質悪化はほぼ解消された。

**(問5) 農村整備に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 農村地域（町村）の汚水処理施設の普及率は都市に比べて遜色がないが、上水道等普及率やゴミ収集率は都市に較べて低い。
- 2 中山間地域は、国土面積の約7割を占め、耕地面積・農家数・農業粗生産額は全国の約4割を占めるなど、我が国の農業・農村の中で重要な役割を担っている。
- 3 農業集落道の整備によって、集落からほ場までの通作時間が短縮されるなど農業生産性の向上が図られる。
- 4 農村地域は、食料生産の場であるとともに地域住民の生活の場であり、農地、水、農業用施設、集落が面的・空間的に一体不可分となって、農業の持続的な発展の基盤としての役割を有する。

**(問6) 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受している。
- 2 近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障を来している。
- 3 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理にかかる負担が高齢者に集中している。
- 4 地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進が必要である。

**(問7) 土地改良事業の実施手続等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 国営、都道府県営土地改良事業には、事業参加資格者が申請する事業のほかに、市町村や土地改良区等が申請できる事業もある。
- 2 国営、都道府県営土地改良事業の申請人は15人以上と定められているが、比較的規模の小さい市町村営、土地改良区営土地改良事業については、受益面積に応じて申請人数が定められている。
- 3 国営、都道府県営土地改良事業を申請しようとするときは、その申請人は、当該事業の概要について関係市町村長と協議を行わなければならない。
- 4 土地改良事業の申請を受けた国又は都道府県は、当該事業について適否の決定をして、この旨申請人に通知しなければならない。

**(問8) 土地改良事業に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地改良事業は、農業者の私的財産である農用地の利用関係等に影響を及ぼすことから、必ず当該農業者の申請によらなければならない。
- 2 土地改良事業の対象は農用地であり、事業実施区域及び周辺の環境等に負荷を与えることは少ないため、環境配慮義務は免除されている。
- 3 土地改良事業は、当該事業の参加資格者の3分の2以上の同意があれば、強制的に事業を実施できるが、費用の負担については、別に同意が必要である。
- 4 土地改良事業は、その規模、技術的難易度を勘案して、国、都道府県、市町村及び土地改良区等の事業主体によって行われる。

**(問9) 土地改良区に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地改良区の事業に要する経費は、定款の定めるところにより組合員に対して強制徴収することができる。
- 2 土地改良区は、土地改良法を根拠として、その地区内の土地改良事業を行うことを目的に設立される法人である。
- 3 土地改良区において、組合員が作った農作物の販売をするなどの組合員のためにする行為は、土地改良法上認められている。
- 4 土地改良区が設立されると、地区内の事業参加資格者は、設立の際の同意の有無にかかわらず組合員として強制的に参加させられる。

**(問10) 土地改良事業の種類に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 災害復旧は、農用地や土地改良施設の災害復旧をその対象とし、被災前の原状に復する土地改良事業である。
- 2 埋立て又は干拓は、公有水面埋立法に基づき都道府県知事の許可を受けて実施される事業であり、土地改良事業ではない。
- 3 土地改良施設の廃止は、土地改良法の目的である農業生産性の向上に結びつかないので、土地改良事業ではない。
- 4 区画整理、農用地の造成等の土地改良事業と併せて実施される換地制度は、農用地の集団化を図る法手続として、交換分合制度と並ぶ土地改良事業である。

**(問11) 土地改良事業の費用負担に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 国営土地改良事業の農業者負担分については、事業完了後に年賦償還することとされており、株式会社日本政策金融公庫の融資対象とはなっていない。
- 2 都道府県営土地改良事業の農業者負担分については、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっている。
- 3 団体営土地改良事業の農業者負担分については、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっている。
- 4 土地改良事業の農業者負担分については、国庫補助のある事業に限って、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっている。

**(問12) 土地改良財産の委託管理に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 管理の委託は、国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了したときに、管理委託協定を締結して行われる。
- 2 管理の委託は、国営造成施設により利益を受ける者に管理を委託することが便宜であり、かつ、適切な管理が期待できるとの観点から行われる。
- 3 管理受託者は、受託に係る土地改良財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に要する費用を負担するなどの義務が課せられている。
- 4 管理の委託をした土地改良財産の管理により生ずる使用料等の収入は、国に帰属する。

**(問13) 土地改良財産の定義等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 国営土地改良事業で取得した土取場、土捨場、資材置場、工事用道路等は、公用財産として整理され、公共用財産たる土地改良財産とはならない。
- 2 国営土地改良事業のために取得した土地、権利は土地改良財産となるが、立木、工作物その他の物件は、土地改良財産とはならない。
- 3 流水占用権等国営土地改良事業のために取得したいわゆる水利権は、土地改良法の定める水の使用に関する権利に含まれず、土地改良財産とはならない。
- 4 土地改良財産は国有財産であり、都道府県営又は団体営土地改良事業で造成され国有財産にならない土地改良施設等は、土地改良法上は土地改良財産とはならない。

**(問14) 土地改良財産の管理及び処分の態様等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、土地改良財産を他の用途又は目的に使用させ、若しくは収益させることができる。
- 2 国営土地改良事業において、工事の必要上すでにある道路又は水路の付替を要する場合には、その付替工事によって新たに生じた施設と当該付替工事によって用途を廃止された施設とを交換することができるが、土地は含まれない。
- 3 金銭補償に代えて、国営土地改良事業の一部として行う工事によって生じた土地改良財産たる工作物及びその敷地を被補償者に譲与することができる。
- 4 国営土地改良事業の完了後に発電事業者や水道事業者等に対して行われる共有持分付与制度は、一般土地改良施設を対象にして実施される。

**(問15) 土地改良財産の他の法令による管理との関係に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地改良財産である干拓堤防等が海岸法により海岸保全施設となった場合は、当該土地改良財産を海岸管理者に譲与する。
- 2 土地改良財産たる施設が河川管理施設との兼用工作物となった場合は、当該土地改良財産を河川管理者に所管換する。
- 3 道路法による路線の認定を受けた道路については、原則として、同法に基づき道路管理者に譲与する。
- 4 土地改良財産である農業用道路以外の施設（堤防）について、道路管理者から道路の路線の認定がなされた場合は、当該部分について道路管理者に譲与する。

(平成28年度)

## 問題2

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

**問題2 土地改良補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対し  
て、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。**

**(問1) 土地改良補償要綱第2条に規定する定義等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地の観念については、通常は所有権の支配が及び得る一定の範囲内の地面をいい、当該地面を占有、利用するため通常必要とする範囲において、その上下にある空間と地下とを含めたものとされている。
- 2 土地等とは、土地、土地収用法第5条に掲げる権利、同法第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び同法第7条に掲げる土石砂れきをいう。
- 3 権利とは、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益を含むものであり、慣行水利権や入会権などがある。
- 4 土地収用法第5条に定める土地の所有権以外の権利としては、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利等であり、用益物権である地上権、地役権、永小作権は含まれない。

**(問2) 損失補償を受ける者及び損失補償の方法に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地等の取得又は土地等の使用に係る補償額は、契約締結の時の価格によって算定し、その後に価格の変動が生じた場合は、差額の追加払いが認められている。
- 2 土地等の取得又は土地等の使用に係る補償額に差額が生じた場合は、当該工事の完了時の価格をもって追加払いを行う。
- 3 法的に何らの保護が与えられていない単なる反射的利益の喪失については、本来受忍すべきものであって権利の侵害とはならないことから、これらに対する補償は認められない。
- 4 損失の補償は、土地又は物件等の所有者に対してのみ行うことを原則とする。

**(問3) 土地に関する所有権以外の権利の種類と内容に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 貸借権とは、借賃を支払って土地を使用収益する権利で、債権である。
- 2 抵当権とは、債権の担保として債務者又は第三者から受取った土地を占有し、他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受ける権利で担保物権である。
- 3 入会権とは、一定地域の住民が一定の山林、原野を共同で管理し、共同で収益する権利である。
- 4 採石権とは、他人の土地において岩石及び砂利を採取する権利で、物権であり、設定行為が必要である。

**(問4) 土地の取得に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地の正常な取引価格の算定に当たって、近傍類地における他の公共事業の取引事例を基準とする場合には、取引が行われた事情、時期等に応じた補正は行わない。
- 2 地代、小作料、借賃等の収益を資本還元する場合の還元利回りは、諸種の利回り、金利等を考慮して、宅地については7パーセント、農地及び林地については6パーセントとして運用される。
- 3 土地の正常な取引価格における林地の価格形成上の諸要素としては、土質、地勢、消費地等との距離、林道等の整備の状態、その他立地条件等及び収益性等があるので、これらを総合的に比較考量して算定する。
- 4 土地の正常な取引価格の算定に当たっては、土地所有者がその土地に対して有する「先祖伝来の土地であり愛着心が強い」等の主観的な感情価値を考慮する。

**(問5) 温泉利用権の消滅に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 温泉利用権とは、温泉法に規定された温度又は物質を有している地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスを利用する権利をいう。
- 2 未利用の温泉利用権とは、自然湧出、人工湧出のいずれを問わず放任され、或いは、利用の段階にいたらないものをいう。
- 3 温泉利用権を消滅させる場合の補償額算定は、鉱業権等の消滅と同様に正常な取引価格が存在する場合は、当該温泉利用権の取引価格から比準して求めることを原則とする。
- 4 人工湧出の場合は、揚湯施設等については別途補償する。

**(問6) 土地の使用に係る補償及び土地の使用に代わる取得に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地の使用に代わり取得する場合において、土地所有者から土地の取得に係る請求は必要としない。
- 2 使用する土地の正常な取引価格に乗ずる期待利回り率は、林地及び原野等の場合7パーセントである。
- 3 地上権は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するためにその土地を使用する権利で用益物権である。
- 4 土地の使用に代わる取得を行うときの要件として、当該土地の使用期間が5年以上にわたることが必要である。

**(問7) 建物等の移転料の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 構外再築工法とは、残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認められる場合に採用される工法をいう。
- 2 総合的美的景観が形成されている特殊な庭園については、庭園の構成物件の移転料を補償し、現在の美的景観を形成するために要する造園費は加算できない。
- 3 移転しても従前の機能を確保することが可能な工作物については、原則として、建物の復元工法に準じて算定する。
- 4 曜家工法とは、曜家後の敷地と建物等の関係、建物の構造及び用途、建物の部材の希少性の程度等を勘案して、建物を曜家することが合理的と認められる場合に採用される工法をいう。

**(問8) 果樹等の補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 果樹等の収穫樹には、果樹のほか、桑樹、茶樹、うるし樹、はぜ樹等のように樹木の葉、実、液等を年々収穫するものがある。
- 2 果樹等の収穫樹を伐採することが相当であると認められるときは、当該収穫樹の正常な取引価格と伐採除却に要する費用相当額との合計額を補償し、伐採により生じる発生材の価格は控除しない。
- 3 収穫樹を移植する場合は、通常必要とする費用として、掘起し、運搬、植付に通常要する費用を補償すれば足りるので、樹種、樹齢、樹勢等による根回し、風除、養生等に伴う費用は含まれない。
- 4 収穫樹の移植に伴い通常生ずる損失には、移植に伴う枯損による損失は含まれるが、減収による損失は含まない。

**(問9) 仮住居に要する費用の家賃相当額補償の算定に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 仮住居に要する費用の家賃相当額補償で、土地を取得する場合における自用地又は借地で自家自用のときの算定式は、標準家賃（月額）×仮住居補償期間（月）である。
- 2 仮住居に要する費用の家賃相当額補償で、土地を取得する場合における借家で借家人補償の対象とならないときの算定式は、（標準家賃（月額）－現在家賃（月額））×仮住居補償期間（月）である。
- 3 仮住居に要する費用の家賃相当額補償で、土地を使用する場合における自用地で自家自用のときの算定式は、標準家賃（月額）×仮住居補償期間（月）×使用期間（月）である。
- 4 仮住居に要する費用の家賃相当額補償で、借家で借家人補償の対象とならないときの算定式は、（標準家賃（月額）－現在家賃（月額））×仮住居補償期間（月）である。

(問10) 庭木類の補償に関する次の記述の（A）～（D）に入る語句の組合せとして、適当なものはどうか。

- ア ソテツ、シユロなどのように、樹木の頂上部で葉が幹から直接繁茂し一般庭木とは対象的な樹形を呈する観賞樹を（A）という。
- イ 樹木を宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものを（B）という。
- ウ 観賞上の価値を有する樹木で、邸宅、校庭、神社、寺院等に植え込まれたもので、高木ほど綿密な手入を施していない樹木を（C）という。
- エ 紫陽花、南天などのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくならない観賞樹を（D）という。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	生垣	効用樹	風致木	玉物
2	特殊樹	生垣	風致木	株物
3	特殊樹	生垣	特殊樹	株物
4	生垣	効用樹	特殊樹	玉物

(問11) 農業休止補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常農業を一時休止する必要があると認められるときは、通常農地を再取得するために必要とする期間中の所得減及び固定的な経費等を補償する。
- 2 農業休止期間が長期にわたる場合であって、その休止に対応する補償額が農業廃止の補償額を超えるときは、農業廃止の補償額の範囲内とする。
- 3 固定的な経費等とは、施設の減価償却費、施設の維持管理費をいい、公租公課は含まれない。
- 4 通常農地を再取得するために必要とする休止期間中の所得減とは、休止前の所得相当額から休止後においても得られる予想所得相当額を差し引いたものをいう。

**(問12) 祭し料の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 神官、僧侶、牧師等が専ら居住の用に供している建物を移転させる場合は、宗教上の施設に関連していると考えられるので、祭し料を適正に算定し補償する。
- 2 祭し料は、神社、仏閣、教会、墓地等の宗教上の施設の種類、格式及び移転規模等並びに移転に際して行われる諸制式、宗派及び当該地方の慣行等を考慮し、解体式、竣工式等に要する費用を適正に算定し補償する。
- 3 個々の墳墓の改葬に伴う弔祭料は、読経供養費、供花供物費その他通常必要な費用を適正に算定し補償する。
- 4 神社の遷座祭典に要する費用には、神官の謝礼金、神饌料、奉祝費があり、仏閣の移転及び墳墓の改葬には、僧侶の奉仕料（布施料）、供物料及び法要費等を必要とするが、これらの費用については、宗教上の慣行等により通常行われている程度に応じて算定し補償する。

**(問13) 残地等に関する損失の補償及び工事費の補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 残地等に関する工事費の補償は金銭補償とし、工事費の補償であるので、現物補償はできない。
- 2 宅地の一部が取得されることにより建物が道路に接することとなったため、透視の防止等の措置を講ずる必要があると認められる場合であっても、かき、さく等の設置に要する費用の補償はできない。
- 3 事業の施行に伴い生ずる不利益又は損失を防止するための工事である騒音防止施設の設置が必要と認められる場合は、損失を補償することができる。
- 4 田地の一部を取得されることにより残地に畦畔の設置や用排水路の付替を行う必要があると認められる場合は、みぞ等の設置に要する費用を補償できる。

**(問14) 土地等の返還に伴う補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 使用する土地を原状に回復することが困難な場合において返還時の現状のまま引き渡すときは、当該土地の形質変更、改造等によって生ずる損失額を補償する。
- 2 使用する土地を原状に回復することが困難な場合において返還時の状態のまま引き渡す場合の補償額は、使用開始時の土地と返還時の土地の使用開始時における評価額の差額相当額とし、使用期間満了後に補償する。
- 3 農地の原状回復に通常要する費用は、水利施設の復旧費、客土費、一定期間の肥料費等従前と同程度の生産能力を有する農地に復するための費用である。
- 4 農地の原状回復に通常必要な期間は、水利施設の復旧工事及び客土工事に要する期間に加え、施肥等による地味の回復が必要であること及び作付け適期に作付けできることを考慮して適正に定める。

**(問15) 土地の評価に係る用途地域に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 山村奥地林地地域とは、林業経営を主とする林家の多い地域又は地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄の用材又はこれに準ずる用材を生産している地域をいう。
- 2 宅地見込地地域の小規模開発地域とは、市街地に近接し、宅地への転換度合いが高く、小規模開発で宅地化が可能と判断される地域をいう。
- 3 住宅地域の標準住宅地域とは、敷地の規模及び建築の施工の質が標準的な住宅を中心として形成される居住環境の良好な地域をいう。
- 4 農村林地地域とは、農村集落の周辺にある地域で、いわゆる「さとやま」とよばれ、一般に農業を主に林業を兼業している農家の多い地域をいう。

**(問16) 公共補償基準に係る補償の方法に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 法令の規定により現物補償とすることが命ぜられた場合とは、道路法第22条及び河川法第18条の規定のみにより工事の施行が命ぜられた場合をいう。
- 2 金銭補償の場合においては、契約において、精算、事情変更による増減等を認めるものを除き、渡し切りとする。
- 3 現物補償の場合には、起業者は、現物補償に係る工事の完了後1年を経過した時期に、施設の管理者に施設を引き渡すものとする。
- 4 公共施設等の管理者が既存公共施設等の機能回復に当たって、工事等を請負に付し入札手続をとる場合に、設計額と請負額に差金が生じても、公共補償は機能回復が原則であるので、精算行為は必要がない。

**(問17) 公共補償基準に係る既存公共施設等に対する補償の原則等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 既存公共施設等と異なる種類の施設により機能回復を図る場合は、技術的、経済的に合理性が認められない場合であっても差支えない。
- 2 ダム建設事業により従前の道路又は橋梁にかえて通学バスを補償する場合を、異種施設の補償という。
- 3 学校（分校）を新設又は移転させることにかえて渡船施設を補償する場合を、同種施設の補償という。
- 4 道路の付替等で盛土にかえてその一部を隧道、鉄橋とした場合において、部分的な構造の変更は同種施設として取り扱われる。

**(問18) 公共補償基準に係る自然施設の損壊に対する費用の負担に関する記述のうち、不適当なもののはどれか。**

- 1 起業地内の自然施設とは、自由使用に供され、かつ、地域住民一般の生業又は日常生活に欠くことのできない公共的機能を果たしていると認められる自然の状態をいう。
- 2 公共事業の起業者が負担することのできる費用は、技術的、社会的に最小限度の施設の建設に要する直接の工事費であるが、代替施設の機能が従前の機能を上回る部分が生じても費用の負担ができる。
- 3 地方公共団体が社会的、経済的にみて必要な代替の公共施設を建設するときは、これに必要な最小限度の費用を負担することができる。
- 4 自然施設の損壊は、自然公物の自由使用という反射的利益の喪失であるが、その地域住民一般にとって、公共施設等の損傷と同様の公共的施設の喪失を意味する。

**(問19) 事業損失の認定要件に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 公共事業の施行に起因し、公共事業の施行と発生した損害等との因果関係が明白であること。
- 2 因果関係とは、原因とそれによって生ずる結果の関係、すなわち、もし前者がなかったら、後者は生じなかつたであろうという関係である。
- 3 原則として、公共事業の工事が完了した日から3年を経過する日までに損害等の申出がなされたものであること。
- 4 損害等が発生した場合において、それらが社会生活上受容すべき範囲を超えると認められるものであること。

**(問20) 事業損失の諸対策に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 発生源対策とは、事業損失の発生の原因を発生源で除去又は軽減を図るもので、使用機械の選択等である。
- 2 構造、工法上の対策とは、公共施設の構造や配置等により事業損失の発生の軽減又は除去を図ることである。
- 3 施設内対策とは、公共施設の構造、工法等に十分配慮して、損害等の防止又は軽減に努め、事業損失の程度を最小限に抑える方策である。
- 4 立地計画とは、公共施設の使い方いかんが事業損失の発生に重大な影響を与えるため、施設の使用の方法を自己規制を含めて規制する等により、事業損失の発生の原因を軽減又は除去する。

(平成28年度)

## 問題3

### (注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

**問題3 土地収用制度及び用地調査等業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。**

**(問1) 土地収用法上の手続における当事者の起業者、土地所有者、関係人、準関係人に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 起業者とは、土地を収用し、又は使用することを必要とする公共の利益となる事業を行う者をいう。
- 2 土地所有者とは、収用又は使用に係る土地の所有者及び土地の使用権者をいう。
- 3 関係人とは、土地に関して所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に関して権利を有する者をいう。
- 4 準関係人とは、収用される土地及びこれに関する権利について、仮処分した者その他損失補償の決定によって権利を害されるおそれのある者をいう。

**(問2) 事業説明会の留意事項に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 説明会の開催案内について、起工承諾を得た権利者へは通知しなくても良い。
- 2 通知文書の配布方法は、郵送、電報、職員による直接交付、FAX、電子メールとする。
- 3 事業の施行を予定する土地と異なる土地の区域によって事業認定の申請をすることは、事前説明会を実施していない事業の認定申請を行うことになり許されない。
- 4 説明会において、事業反対活動が暴力化するなど一定の場合であっても説明会は打ち切れない。

**(問3) 起業地及び事業計画を表示する図面に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 起業地を表示する位置図は、国土地理院発行縮尺25,000分の1の一般図によって起業地の位置を示す。
- 2 起業地を表示する起業地表示図は、起業地を収用の部分は薄い赤色、使用の部分は薄い緑色で着色する。
- 3 事業計画を表示する図面は、原則として起業地表示図と併用し、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足る平面図を添付する。
- 4 施設の内容を明らかにするため、必要に応じ構造図を添付する。

**(問4) 収用又は使用の裁決に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 収用委員会は、地方自治法上の執行機関として各都道府県に設置されるもので、都道府県知事の所轄のもとに委員5人をもって組織される。
- 2 収用委員会は、独立してその職権を行い、審理を開始する場合、起業者、土地所有者、関係人等に対してあらかじめ審理の期日及び場所を通知しなければならない。
- 3 収用委員会は、審理を公開しなければならないが、審理の公正が害される虞があるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。
- 4 収用委員会の審理と関係ない事項については、意見を述べることができず、審理の手続については、会長又は指名委員が審理指揮権を持つ。

**(問5) 収用又は使用に関する特別手続に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 裁決後に収用又は使用すべき土地若しくは物件が、土地所有者又は関係人の責めに帰することのできない理由により滅失若しくはき損したときの損失は、起業者の負担となる。
- 2 都道府県知事は、関係当事者から紛争解決の申請があったときは、当該紛争があっせんを行うに適さないと認められるときを除き、収用委員会の委員1人を含む7人のあっせん委員を任命し、あっせんに付する。
- 3 収用委員会の採決に対する審査請求は、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から20日以内でなければならない。
- 4 義務者がその義務を履行しないときは、市町村長は、起業者の請求により、行政代執行法の定めるところに従い自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

**(問6) 管理技術者及び照査技術者に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 管理技術者及び照査技術者は、用地調査等業務の履行に当たり、土地改良補償士及び土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 2 受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限を有するものとされ、発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りる。
- 3 管理技術者及び照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 4 照査技術者は、すべての照査が完了した段階で、検証・照査済み一覧表に取りまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出する。

**(問7) 個人情報の取扱いに関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務請負契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他適切な管理に必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、業務請負契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対してその利用目的を明示し、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を取得しなければならない。
- 3 受注者は、業務請負契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないが、この契約が終了し、又は解除された後ににおいては、責務を免れる。
- 4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務請負契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

**(問8) 建物等の補償額算定を行う場合の資材単価等の端数処理に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 補償単価及び資材単価等は、100円未満のときは10円未満切捨てとする。
- 2 補償単価及び資材単価等は、100円以上10,000円未満のときは100円未満切捨てとする。
- 3 補償単価及び資材単価等は、10,000円以上のときは1,000円未満切捨てとする。
- 4 共通仮設費にあっては、100円未満切捨てとする。この場合において、その金額が100円未満のときは、1円未満切捨てとする。

**(問9) 用地実測図等の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 用地実測図は、測量作業規程の定めるところによるほか、土地の測量に従事した者の記名押印、道路名、水路名、建物及び工作物並びに監督職員が指示する事項を記入する。
- 2 用地実測図の縮尺は、原則として縮尺1,000分の1とする。なお、土地が市街地地域にあっては、監督職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。
- 3 用地実測図は、右を起点側、左を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載する。
- 4 土地使用図及び区分地上権設定図等の作成は、用地平面図から監督職員が指示する事項を記入する。

**(問10) 建物等の調査に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 木造建物〔I〕の調査は、建物移転料算定要領（以下「建物要領」という。）別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行う。
- 2 木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行う。
- 3 非木造建物〔I〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行う。
- 4 非木造建物〔II〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物建築費の積算が可能となるよう行う。

**(問11) 建物等の移転料等の算定に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 木造建物〔I〕の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物移転料算定要領（以下「建物要領」という。）により作成した図面及び調査書を基に建物要領別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により、当該建物の建築費を積算する。
- 2 木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領の定めるところによる。
- 3 木造特殊建物の移転料を特殊建物建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに作成した図面及び調査書を基に積算する。
- 4 木造特殊建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、特殊建物要領により行う。

**(問12) 消費税等調査に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。
- 2 消費税等調査は、権利者が国の機関、地方公共団体等であるときであっても、消費税等の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否について行う。
- 3 土地等の権利者等が個人事業者及び法人であるときの調査は、消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行う。
- 4 受注者は、前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受ける。

**(問13) 土地評価に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地評価とは、取得する土地の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律で定める「不動産の鑑定評価」を含むものである。
- 2 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針の土地評価事務処理要領に定めるところに基づき実施するものとする。
- 3 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる同一状況地域区分図、取引事例地調査表等の資料を作成する。
- 4 取引事例地調査表は、取引事例比較法に用いる取引事例で、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、必要事項を整理の上作成する。

**(問14) 補償説明に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 権利者に対する説明は、信頼関係を構築するため権利者と一対一で面接することとし、面接するときは、事前に連絡を取り、了解を得ておく必要がある。
- 2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、当該区域全体及び権利者ごとの検討、補償内容等の整理、説明用資料を作成し、権利者に対して補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとし、その内容等について監督職員へ報告する。
- 3 権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を記録簿に記載する。
- 4 受注者は、権利者に係る補償内容等の全てについて権利者の理解が得られたと判断したときは、監督職員への報告を省略することができる。

**(問15) 完了図書の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 完了図書の作成とは、国営土地改良事業、直轄地すべり対策事業及び直轄海岸保全事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。
- 2 国営土地改良事業の完了図書については、事業出来形調書、土地改良財産調書及びその他関係書類・図面等を作成する。
- 3 土地改良財産調書は、土地改良施設整理台帳、占・使用台帳、他目的使用調書、土地改良施設整理台帳付属図面、土地改良補償施設整理台帳及び引継施設整理台帳で構成される。
- 4 事業出来形調書は、事業年度別決算表と出来型内訳書で構成され、出来形内訳書として工事費内訳書、用地費及補償費内訳書、測量及試験費内訳書を作成する。